

区域外就学許可基準

函館市教育委員会

理 由	摘 要	許可期間	添付書類
転居予定先の学校に通学するため	新築・改築等による転居が明らかで、通学上特に支障がない場合許可。	入居日まで	建築確認書・賃貸契約書など、新住所・入居日等が確認できるもの
病弱等による遠距離通学のため	持病等により、指定校への通学が困難と認められた場合に許可。	許可期限まで	医師の診断書
両親共働きのため	両親共働きの場合、預け先の校区の小学校への就学を許可。 (父子母子家庭の場合も同様) ※平日3日以上、15時以降までの勤務	小学校卒業まで	両親の在職証明書等および預け先の承諾書
学期途中のため	学期途中による転居で、通学上特に支障のない場合に許可。 (学年末まで許可期間を変更可。ただし、期間満了後は転学)	その学期内まで (学年末まで)	なし
最終学年のため	小中学校の最終学年時における転居で、通学上特に支障のない場合に許可。(小5・中2の3学期以後の場合も、同様の扱いとする)	卒業まで	なし
兄弟姉妹同一校通学のため	兄弟姉妹が就学希望校に在学し、通学上特に支障がない場合に許可。	兄弟姉妹の在学期間中	なし
その他教育的配慮によるもの	上記以外の理由によるもので、教育的配慮が必要と認められた場合に許可。	許可期限まで	特に必要とする書類

※なお、学校の事情により、校区外からの通学許可を制限する場合があります。